

国土交通省訓令第9号

改正

平成20年9月12日国土交通省訓令第45号

平成25年2月14日国土交通省訓令第42号

国土交通省実績評価実施規程を次のように定める。

平成17年3月30日

国土交通大臣 北側 一雄

国土交通省実績評価実施規程

(趣旨)

第1条 気象庁及び海上保安庁（以下「実施庁」という。）に係る実績評価の実施に関しては、別に定めるものを除き、この規程で定めるところによる。

(実績評価の目的)

第2条 実施庁に係る実績評価は、中央省庁等改革基本法（平成10年法律第103号。以下「法」という。）第16条第6項の規定に基づき、業務の効率化を図るとともに自律性を高めることを目的とする。

(実施庁の所掌に係る事務の実施基準等)

第3条 法第16条第6項第2号の規定に基づく実施庁の所掌に係る事務の実施基準その他当該事務の実施に必要な準則（以下「実施基準等」という。）については、別に定めるところによる。

(実施主体)

第4条 法第16条第6項第2号の規定に基づく実施庁が達成すべき目標の設定並びにその目標に対する実績の評価及び公表は、政策統括官付政策評価官が実施する。

(目標の設定)

第5条 政策統括官付政策評価官は、実施基準等に基づき、各年度ごとの実施庁が達成すべき目標を、当該年度の前年度末までに設定し、速やかに当該目標を実施庁に通知するとともに公表するものとする。

2 前項の目標の設定については、より客観的な評価が可能となるように、可能な限り具体的かつ定量的に行うよう努めるものとする。

(実績の評価及び公表)

第6条 政策統括官付政策評価官は、各年度ごとの前条第1項で設定した目標に対する実績の評価を、当該年度終了後3箇月を目途として行い、速やかに当該評価結果を実施庁に通知するとともに、当該評価結果及びその要旨を公表するものとする。

(実績の評価の結果の反映・活用)

第7条 実施庁は、前条の通知を受けたときは、業務の効率化及び自律性の向上の観点から、政策の実施に関する機能の充実強化に資するように努める。

(第三者の知見の活用)

第8条 第5条の目標の設定及び第6条の実績の評価に当たっては、学識経験

者等第三者の知見を活用することとする。

(公表)

第9条 第5条第1項の目標の公表並びに第6条の評価結果及びその要旨の公表に当たっては、国土交通省ホームページへの掲載等、国民が容易にその内容を知り得るよう必要な措置を講ずることとする。

2 政策統括官付政策評価官は、実施庁に係る実績評価に関する国民の意見・要望を受け付ける窓口となり、過年度の評価結果を含めて多くの関連情報を提供する等、国民の意見・要望を集約しやすいホームページの掲載に努め、寄せられた意見・要望をもとに評価手法の高度化を図るほか、当該意見・要望を第5条の目標の設定及び第6条の実績の評価の資料とする。

3 政策統括官付政策評価官は、前項の意見・要望を受け付けたときは、実施庁に回付することとする。

(本実施規程の改定)

第10条 本実施規程は、実施庁に係る実績評価の実施状況等を踏まえ、必要な場合には所要の改定を行うものとする。

附 則 (平成17年3月30日国土交通省訓令第9号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月12日国土交通省訓令第45号)

この訓令は、平成20年10月1日から施行する。

附 則 (平成25年2月14日国土交通省訓令第42号)

この訓令は、平成25年2月15日から施行する。